



広報

あいこうか

3/1

No.137

CONTENTS

大切なものを失わないために	2
～住宅用火災警報器設置期限まであとわずか～	
元気なまちかど	8
ニンニン忍者冬キャンプ／水口囃子子ども体験教室 ほかに あいこうか「草野球で広がる交流の輪 森田敏光さん」	
こうかまちかど特派員のページ	12
情報のまど	13
こうかギャラリー	16



シェフの本格的な料理の指導を
熱心に聞く信楽小児童
(関連記事は 8 ページ)

住宅用火災警報器

～購入・設置のポイント～

■ 煙式を設置

火災警報器には煙式と熱式があります。一般に火災では、炎より煙の方が早く広がりますので、より早期の火災発見が可能な煙式を設置してください。



■ 寝室・階段に設置

就寝中は火災に気付きにくいので、寝室に必ず設置してください。上階に寝室がある場合は、階段にも設置が必要です。

また、台所など火を使うような場所にもできるだけ設置してください。

■ 取り付けは天井か壁に

天井の場合、壁や梁から60cm以上、エアコンの吹き出し口から1.5m以上離して設置してください。壁の場合は、天井から15～50cm以内に火災警報機の中心がくるよう設置してください。ドライバー等で簡単に取り付けられます。

■ ホームセンターや電器店などで購入

価格は種類、機能等で異なり、数千円からありますが、NSマークのついているものを購入してください。



■ 不適正な訪問販売に注意

消防署員のような服装で訪問したり、強引に売りつけたりする事例が発生しています。市や消防署が販売を依頼したり、直接販売することはありません。不審な場合は、はっきりと断りましょう。

平成23年 春の火災予防運動

3月1日(火)～7日(月)

「消したかな」 あなたを守る 合言葉

(全国統一防火標語)

この運動は、火災予防の意識を一層広めることを目的に全国展開されます。これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季です、この運動を機会に火災予防について今一度考えましょう。

問い合わせ

甲賀広域行政組合消防本部予防課

☎63-7932 ☎63-7940

水口消防署

☎63-1119 ☎63-7941

水口消防署土山分署

☎67-1199 ☎67-1700

甲南消防署

☎86-3119 ☎86-0719

甲南消防署甲賀分署

☎88-7701 ☎88-7702

信楽消防署

☎82-0119 ☎82-3977

大切なものを失わないために

～住宅用火災警報器設置期限まであとわずか～



東京消防庁提供

住宅火災の犠牲者は大半が逃げ遅れ

毎年、全国で1万5千件以上発生している住宅火災。市内でも、昨年7件発生し、多くの財産が失われ、犠牲者も出ています。

住宅火災による死者のうち、逃げ遅れが多い理由としては、就寝時間帯に火災が発生する事例が多いことがあげられます。就寝中の場合、火災の発生に気付いたころには一面に煙が充満し、視界が閉ざされ動けなくなったり、呼吸がで

毎年、全国で住宅火災により死者が多数出ています。市内でも尊い命や大切な財産を一時にして失う痛ましい火災が毎年発生しています。

住宅火災で亡くなった人の約6割は「逃げ遅れ」が原因で命を落としており、65歳以上の高齢者が約6割を占めています。住宅用火災警報器を設置し、火災の発生を早く知ることができればこうした逃げ遅れは減り、多くの方が助かると考えられます。

消防法によりすべての住宅を対象に火災警報器の設置が義務付けられ、新築、既存を問わず今年の6月までに住宅用火災警報器の設置が必要です。火災は春先に多く発生しています。早期に設置し、大切な命と財産を守りましょう。

きなくなったりします。

これらの火災をもっと早くに見出し、消火できなければ、大部分はボヤ程度で抑えられるはずですが、住宅火災での犠牲者をなくす、そして被害を最小限にとどめるには、火災が起ったときに、どれだけ早い段階で気付くことができるかが大きなポイントです。

このようなことから、消防法が改正され、これを受け市内では、平成18年6月から新築住宅の火災警報器の設置が義務付けられ、既存住宅についても、今年6月1日までの設置が必要となりました。

ついでにも起きる火災

市内の火災警報器の設置率は、平成22年12月末で約36%にとどまっています。これは全国や県の平均値を大きく下回っています。

設置が進まない要因の一つに、「設置をしなくても今すぐには困らない」という理由があげられます。しかし、火災には様々な原因があります。近年では電気用品や燃焼機器などの製品に起因する火災も多く発生しており、また、放火も

住宅用火災警報器が

被害を食い止めた

— 甲賀消防管内での事例 —

夕食の準備のため、フライパンにてんぷら油を入れ、ガスコンロにかけたまま放置し、ゴミ出しの用意をしていたところ、てんぷら油に着火し、火災になった。

台所と階段に設置していた火災警報機が作動し、家族が異常に気付いたため、濡れふきんなどにより初期消火を行うことができた。被害は最小限に食い止めることができた。

住宅用火災警報器で守る命と財産

まだまだ設置が進んでいない市内の状況。私たちがすべきことはどのようなことでしょうか。甲賀広域行政組合消防本部予防課の一宮さんにお話をお聞きしました。



甲賀広域行政組合消防本部
いちみや のぶお
一宮 延雄 予防課長

▼住宅用火災警報器の設置は確かな効果

住宅火災による死者の多くは22時から翌朝6時までの就寝時間帯に発生しています。火災をいち早くキャッチし、危険を知らせる火災警報器は私たちが火災から守る大切なものです。実際に、アメリカやイギリスでは、住宅用火災警報器の設置が各家庭に普及されるにつれ、死者数が大きく減少しています。

▼適切な設置で効果的な防火対策を

市内での火災警報器の設置状況を見てみると、地域ごとかなりのばらつきがあります。設置率の高い地域では、共同購入で設置されている方が多くあります。各家庭での機種選定、購入などの手間を省くことができるこの方式での購入を、地域等で考えていただければと思います。

また、火災警報器を設置しているものの、寝室に設置されていないケースがあります。火災警報器の設置の目的は、就寝時など気付きにくい環境での

火災をできるだけ早く知り、逃げ遅れをなくすることです。適正な個所に設置し、より効果的な防火対策を心がけていただきたいと思います。

▼火災発生ゼロのまちに

全国的に見ても市内の設置率はまだまだ低い状況です。今年6月の設置期限まで残りわずかです。火災の時、逃げ遅れることがないよう「自分の身は自分で守る」の考えで、1日も早く設置していただきますようお願いいたします。

これからも火災警報器の設置促進に向け、各消防署、分署を通じてさらに広報活動に努めていきます。自治会、事業所、各種団体等へのご説明にもお伺いします。市内すべての住宅に火災警報器が設置され、火災発生ゼロのまちを一人ひとりが意識しながらつくりあげていくことが大切と考えています。

新コミュニティへの挑戦

— 名称案まとまる —

■自治振興会 ■地域市民センター 23の施設も

本紙8月1日号でもお知らせした（仮称）自治振興会、（仮称）地域コミュニティセンターの名称募集。市民の皆さんから、インターネットやはがき、電話などを通じて多くの名称案をご応募いただき、これら名称については、自治振興委員会に報告、同委員会としての意見をまとめていただきました。

市では、同委員会の意見を参考に（仮称）自治振興会については、「〇〇自治振興会」、また（仮称）地域コミュニティセンターについては、「□□地域市民センター」とする最終案をまとめました。

また（仮称）地域コミュニティセンターの場所の案もまとめ、現在、同センターの名称案とあわせ、関係条例を開会中の市議会に上程し審議をお願いしております。

「名称募集に21件の応募

（仮称）自治振興会や（仮称）地域コミュニティセンターは、いずれも市民の皆さんが自ら取り組んでいただくまちづくりの核となるものです。市では、それぞれの名称を親しみやすい名称とするため、皆さんからのアイデアを募集しました。8月1日から募集を始め、自治振興委員会の推薦名称を含め、各部門に21点の応募をいただきました。

市では、それぞれの名称案を自治振興委員会での選考をお願いし、委員会としての意見をまとめていただきました。

自治振興委員会の意見を参考に 市案を決定

名称案については、2回にわたる自治振興委員会、委員の投票により選考が行われました。どちらの部門も、一次投票での上位2点による二次投票により、委員会の意見としてまとめられたところです。

投票の結果、（仮称）自治振興会については、「〇〇自治振興会」に、また（仮称）地域コミュニティセンターについては、「□□地域センター」となりました。

その後、市では、委員会の意見を尊重させていただきながら協議を進め、（仮称）自治振興会については、委員会でもまとめたいただいた案を市の案とすることとしました。

また、（仮称）地域コミュニティセンターについては、「市民」の活動拠点となることから、自

治振興委員会の投票で一票差で次点となった、「市民」という表現がある「□□地域市民センター」を市の案とすることとしたものです。（以下、本文では、自治振興会と地域市民センターという名称で説明します。）

名称の考え方

☆組織名称 「自治振興会」

住民自治を基本とした組織で、市民自らが治め、地域の振興を図っていくことから。

☆施設名称 「地域市民センター」

市民の皆さんの身近なところでサービスを提供する施設であり、また市民活動の拠点となる施設であり、「市民」をキーワードとすることから。

市の施設を中心に23か所で 自治振興会活動の支援活動などを展開

— 地域市民センター設置条例案を

市議会に上程中 —

本年4月からスタートする自治振興会によるまちづくり。

市では、市民の皆さん自らのまちづくりを支援するため、自治振興会の設立に並行して、その地域づくりを支援するための拠点施設、地域市民センターの整備に向けた取り組みを進めています。

地域市民センターの施設は、基本的には市の施設を活用することとしていますが、建設当時の経緯から用途が制限される施設もあるため、一部民

地域市民センター施設の一覧（案）

施設の名称位置	現在の施設名
伴谷地域市民センター	伴谷公民館
柏木地域市民センター	柏木公民館
水口地域市民センター	水口中部コミュニティセンター
綾野地域市民センター	水口中央公民館
貴生川地域市民センター	貴生川公民館
岩上地域市民センター	岩上公民館
鮎河地域市民センター	鮎河公民館
山内地域市民センター	山内公民館
土山地域市民センター	土山支所
大野地域市民センター	大野公民館
甲賀大原地域市民センター	甲賀支所
油日地域市民センター	JA 油日支所
佐山地域市民センター	JA 佐山店
甲南第一地域市民センター	甲南支所
甲南第二地域市民センター	JA 南仙店
甲南第三地域市民センター	JA 宮店
甲南中部地域市民センター	甲南情報交流センター
希望ヶ丘地域市民センター	希望ヶ丘防災コミュニティセンター
信楽地域市民センター	信楽支所
雲井地域市民センター	牧公民館（地元施設）
小原地域市民センター	JA 小原店
朝宮地域市民センター	緑地等管理中央センター敷地内
多羅尾地域市民センター	多羅尾公民館

地域コミュニティ推進室
☎65-0687 ☎63-4554
問い合わせ

平成23年度

軽自動車税の減免申請受付

軽自動車税には、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者の方に対する減免制度があります。

ただし、申請者の要件には細かな規定があり、減免が受けられない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

対象車両

- ◎平成23年4月1日時点で、自動車検査証上の所有者が障がい者の方本人である軽自動車
- ◎身体障がい者が18歳未満の場合で、生計同一者が所有する軽自動車
- ◎精神障がい者・知的障がい者の場合で、生計同一者が所有する軽自動車
- ◎障がい者のみの世帯で構成されるために、障がい者の常時介護者が使用する軽自動車

※減免を受けることができるのは、1人につき、普通自動車・軽自動車・バイクのいずれか1台のみです。

申請期間

4月1日（金）～5月24日（火）

※減免決定までに時間を要するため、申請されても一旦お支払いいただく場合がありますので、できるだけ4月中旬に申請してください。

※申請期間を過ぎると受付できません。

持ち物

- ◎減免申請書（税務課および各支所に備え付け）
- ◎障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか該当するもの）
- ◎主に運転する人の運転免許証
- ◎該当車両の車検証
- ◎本人の印鑑
- ◎軽自動車税納税通知書（届いている場合のみ）

※「生計同一及び常時介護者」の場合はこれ以外に別途書類が必要になります。

申請先

税務課または各支所

問い合わせ

税務課 市民税係
☎65・0679
☎63・4574

～イベントで春を満喫しよう～

ポカポカ陽気も増えてくる3月、各地で春の訪れを感じるイベントも増えてきます。
今回は、そんなこの春に行ってみたい地域のイベントをご紹介します。

春の気配を感じてみませんか——亀山市

～みつまた祭り～



幻想的な世界が広がるみつまたの群生

安坂山^{あさかやま}町坂本地区の奥、野の登^{のぼり}山の麓の斜面を黄色く染め、小さく丸い花を咲かせるみつまた。3月下旬の開花の時期に合わせ、今年も「みつまた祭り」が開催されます。
3月27日(日)10時から、坂本農村公園を主会場として、みつまた群生地(坂本農村公園から約2・5km 徒歩約40分)までのみつまたツアー、豚汁の振る舞いや山菜てんぷらの試食、紙すき体験コーナーなど亀山の春を楽しむイベントを開催します。

春爛漫の忍びの里を訪ねる——伊賀市

～伊賀隠れ里ウォーキング～



つり橋からの眺めが絶好の岩倉峡

岩倉峡のつり橋から眺める溪谷とさくら、芭蕉の森から見える雄大な伊賀上野城、のどかな田園風景、歴史情緒あふれる城下町など、穏やかな陽気に包まれた春の伊賀市を満喫できる散策イベントです。
4月3日(日)10時にJR伊賀上野駅に集合、岩倉峡、射手神社(昼食)、芭蕉の森、城下町散策、伊賀鉄道上野市駅の行程約12kmを散策します。
※昼食時、豚汁のふるまいがあります。

問い合わせ
みつまたを愛する会(川戸)
☎090-13250-4430

ほのかな香り漂うみつまたをお楽しみください。
▼アクセス▲東名阪自動車道亀山ICより約20分(亀山IC→国道1号→県道302号)

問い合わせ
上野商工会議所
☎0595-21-0527
伊賀市企画課
☎0595-22-9621

※公共交通機関でお越しください。
※小学生以下は保護者同伴でお願いします。

問い合わせ 甲賀市広報課 ☎65-0675 ☎63-4619 伊賀市秘書広報課 ☎0595-22-9636 ☎0595-22-9617 亀山市広報秘書室 ☎0595-84-5021 ☎0595-82-9685

華麗な平安絵巻を再現 第14回 あいの土山斎王群行

斎王による禊ぎ式やかわいらしい童女によるお発ち舞、華やかな道中舞を繰り広げながら現存する唯一の国史跡「垂水斎王頓宮跡」まで約3kmの道のりを、総勢80名が雅な平安衣装を身にまとい厳かに進みます。

麗らかな春、王朝ロマンあふれる雅やかな平安絵巻の世界をお楽しみください。

問い合わせ
あいの土山斎王群行実行委員会事務局
(あいの土山文化ホール内) ☎66-1602 ☎66-1603

- 日時 3月27日(日)11時30分～16時
- 場所 大野小学校～垂水斎王頓宮跡
(雨天時はすべて大野小学校体育館)
- 内容
 - 11時30分 禊ぎ群行(大野小学校体育館前～夢の小川)
 - 12時 禊ぎ式(夢の小川)
 - 12時30分 お発ち式(大野小学校体育館)
 - 13時30分 斎王群行(旧東海道)
 - 14時 道中舞(市場区民広場)
 - 14時40分 道中舞(前野集会所西広場)
 - 15時40分 お着き式(垂水斎王頓宮跡)

水回橋改修工事を実施
～今年夏に暫定交差点を設置～

現在、県道水口甲南線水口橋の改修工事を実施しています。工事に伴い、平成23年夏から予定に、水口向き車線の橋梁が通行できなくなります。

この期間は、現在建設中の仮橋の通行となります。国道307号との交差点が変則交差となりますが、信号機設置により交通安全の確保に努めます。

なお、水口橋の改修工事期間は平成28年度までの予定です。
工事期間中、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・協力をお願いします。

甲賀土木事務所 道路計画課
☎63・6159 ☎63・1504
問い合わせ

みんなが使う自由な活動空間

自主活動センターきずな

24時間
使えます

「私たちが決めて、私たちが守る」を合言葉に、みんなで育てる「自主活動センターきずな」は、イベントの実行委員会や自主活動グループにより、みんなで管理をしながら楽しく活動する24時間利用できる施設です。

現在は、38団体がここを拠点に自主活動を行っています。また、自主運営を行う「自主活動センターきずな運営協議会」で、みんなが安心して使いやすいようなルールを決めたり、登録団体の交流会を開催するなど活発な活動をしています。

自由な活動場所を探している団体やグループの皆さん、一緒に「自分たちの家」として利用しませんか。

ルール

- 甲賀市を活動の拠点として、自主的に活動する団体やグループ(イベントの実行委員会やサークル活動をしているグループなどが年間登録をすれば利用できます)。
- 政治・宗教・営利(塾や教室など)を目的とした団体は利用できません。
- 「自分たちの家」です。管理人がいまないので、利用団体の自主管理・自主運営となります。
- 「次に使う人の身になって」利用するのがマナーです。ゴミやタバコの吸殻などはすべて持ち帰ります。
- 年間登録団体を募集
きずな市役所地域コミュニティ推進室・各支所に設置の募集要領、申込書によりお申し込みください。
- 募集締切 3月10日(木)
- 年間登録の説明会を開催
年間登録を希望される団体は、ぜひお越しください。
- 日時 3月6日(日) 10時～12時
- 場所 自主活動センターきずな

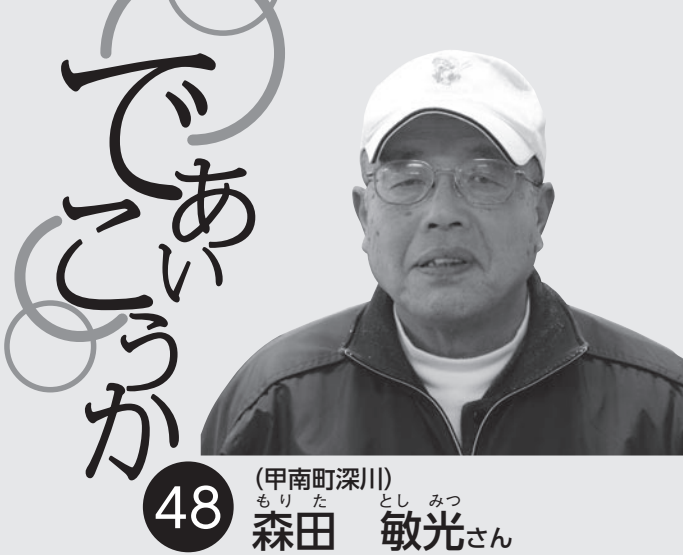
ビジター利用も募集

多くの皆さんが気軽に利用できるように、年間登録をしていなくても利用できる「ビジター利用」を実施しています。

- 使用時間 8時～22時
- 利用対象団体
 - ・ 甲賀市を活動拠点として自主的に活動する団体、グループ(けいこ事などの団体も利用できます)
 - ・ 政治、宗教、営利を目的としない団体

※使用1か月前から随時利用の受付をいたします。

問い合わせ・申し込み
自主活動センターきずな運営協議会
☎63・7310
市役所地域コミュニティ推進室
☎65・0687 ☎63・4554
不在の場合



(甲南町深川)
もり たとし みつ
森田 敏光さん

草野球で広がる交流の輪

楽しみながら体を動かすチームスポーツとして子どもからお年寄りまで多くの人が楽しむ草野球。田んぼで遊んだ小学生のころに始まり、半世紀以上にわたり野球を楽しまれている森田敏光さん。現在はシニアベースボールクラブの監督やスポーツ少年団の指導者などを務めながら、ご自身も現役でプレーされています

一球一打ごとにいろんなことを考えプレーするところが野球の醍醐味、そしてわきあいあいと団体で楽しく盛り上がるところが草野球の魅力という森田さんは、今までに地元のスポーツ少年団や市内のシニア野球協会の立ち上げにも携われ、野球の楽しさを広めてくれました。

中でも、たくさんの珍プレーとたまに出る好プレーで大いに盛り上がるというシニア野球は、現在市内から5チーム約130人が参加、年間を通じてリーグ戦で行われ、健康増進と交流の場となっています。

「勝負ですから勝つに越したことはないのですが、それ以上に、健康的に楽しくやればよいと思います。そしてそこから生まれる交流を大切にしたいです。」と話す森田さん。今月には、甲賀市、三重県伊賀市、亀山市のシニアチームでの交流試合を企画されています。

イメージと体の動きのギャップが悔しくもあり楽しくもあるという森田さんですが、交流試合、そして4月に開幕するシニアリーグに向け現在は自主トレ中とのこと。

「これからも、もっと多くのチームが参加し、野球を通じていろんな交流ができればと思います。スポーツは楽しいものです。楽しくないと長続きしません。健康のためにも多くの人に生涯スポーツに参加をしてほしいと思います。」と話す森田さん。交流の輪は、これからもさらに広がっていくことでしょう。



シニアリーグでプレーする森田さん



水口囃子の演奏にチャレンジ

水口囃子 子ども体験教室

水口曳山祭で演奏される水口囃子を体験する教室が2月12日、碧水ホールで行われました。

この日は、水口囃子の伝承を目的に活動されている、水口ばやし水口囃子の皆さんの指導により、市内外から集まった子どもたちが、太鼓や鉦の鳴らし方を、昔から伝わる伝承方法で学びました。

日本一難しい囃子ともいわれる水口囃子、最初はリズムや音の強弱を合わせるのに苦労の様子でしたが、熱



▲真剣な表情で演奏する子どもたち

心な指導と練習で、最後にはピタリと合い、指導の皆さんからは驚きの声が上がりました。

ニンニン忍者冬キャンプ

真冬の飯道山に登り、甲賀忍者やその地に伝わる歴史を学ぶニンニン忍者冬キャンプが2月6日に行われました。

この日は市内の小学生7名が参加、貴生川公民館から飯道山の山頂へ向かいました。暖かい日が続く、市内の雪はすっかりなくなったこの時期でしたが、山の中には雪がどっさり。やさしい行程ではありませんでしたが、児童は忍者さながらの軽いフットワークで登頂を果たしました。

また、飯道神社では桃山様式の本殿や周囲の巨石を間近で見学。歴史を学ぶとともに甲賀忍者の雰囲気味わうことができました。



▲急な山道を登る児童

冬の修練場で甲賀忍者の足跡たどる



元気なまちかど

市内中学生がアメリカへ海を越えた絆深まる②

本紙2月15日号にも掲載した甲賀市中学生の交流事業。

前は、デウィット市への訪問を紹介させていただきました。今月号では、ミシガン州マーシャル市への訪問団の様子を紹介します。

今回、マーシャル市を訪問したのは、市内の中学生10名で、1月7日から15日までの9日間にかけて訪れました。

滞在中は、マーシャル市の中学生宅にホームステイし、アメリカの食文化や生活などを経験しました。

またマーシャル市の中学校へも登校、授業にも参加した他、ミシガン州立美術館や州立大学を見学し、日本文化との違いなど、多くを学ぶことができました。

マーシャル市・デウィット市の両市に派遣した計20名の中学生は、訪問先で、甲賀市の魅力をPRするなど、市の外交官としても、その役割を立派に果たすことができました。

甲賀市・マーシャル中学生交流

▼マーシャル市の生徒と交流を深める訪問団の皆さん



シェフの技を間近で習得

信楽小学校 食の匠の食育出張講座

信楽小学校で2月8日、シェフに料理を学ぶ講座が行われ、5年生児童が一流の技を学びました。

この日は、県内のホテル、レストランで活躍されるシェフ8名が来校、天然ヒワマスのソテーや瀬田しじみのミネストローネなど、県内産の食材を使った洋食の作り方を指導しました。

児童は、シェフの皆さんに加熱の加減や味付けのタイミングなど細かくアドバイスを受け、おいしそうな料理を完成させました。

完成した料理は、シェフの皆さんと一緒に味わいました。児童は、料理に関する質問などをしながら、楽しく、おいしくいただくことができました。



▲自分たちでつくった料理を味わう児童

プロの話芸に親しみ仲間との絆考える

甲南ふれあいじんけん寄席



▲講談を演じる市内出身の講談師旭堂南湖さん

かえで会館で1月29日、古典芸能の若手による甲南ふれあいじんけん寄席が開催されました。

市人権教育推進協議会甲南支部が主催。甲南出身で講談師の旭堂南湖さん、浪曲師の春野恵子さん、落語家の笑福亭生寿さんが出演し、来場者はプロの話芸に親しみながら、人を大切にする心や仲間との絆について考えました。

各地の講談会などで甲賀市をPRしながら活躍中の旭堂南湖さんは、文化庁芸術祭新人賞を受賞した人情噺「柳田格之進」を公演し、巧みな話術で会場を魅了しました。

発達と支援

リラックスの仕方を覚えましょう

春は、入学や就職、進級などいろいろおめでたいことが多い時ですが、同時に環境の変化も大きな時です。

うれしい気持ち、ときどきする気持ち、悲しい気持ち、いらいらする気持ち、不安な気持ち、など気持ちはいつも同じではなく揺れ動いています。

悲しい、いらいら、不安などの嫌な気持ちが続くと大変疲れてしまいます。これは大人だけでなく子どもにもいえることです。

嫌な気持ちの時には、心と身体がとても緊張しています。これを上手に緩めることができると楽になります。これが「リラクセーション」です。リラクセーショ

ンを覚えることで、私たちは嫌な気持ちを自分でコントロールできるようになります。

リラクセーションⅠ～Ⅲを順番に行い、その後の自分の体の変化を感じてください。

特に発達障がいのある方は、環境の変化に弱かったり、自分で自分の状態に気付きにくい方が多く、知らない間にストレスがたまっていたという場合もあります。

朝や寝の前など、日課の中に取り入れて自分の状態を振り返るきっかけにしてみましょう。

リラクセーション

Ⅰ

—身体力を緩めましょう—

- ①両腕に力を入れる
- ②両肩にも力を入れる
- ③顔にも力を入れる
- ④①～③の状態で5つ数える
- ⑤全部の力を緩める

リラクセーション

Ⅱ

—呼吸を整えましょう—

- ①大きく息を吸う
- ②口から息を吐く
- ③呼吸を繰り返す(10回程度)

リラクセーション

Ⅲ

—楽しいことを思い浮かべましょう—

- ①目を閉じて楽しいことを思い浮かべる(2分～5分)
- ②ゆっくりと目を開ける

*参考文献：アスペルデの会 リラクセーション・ワークブック「リラックスのしかたおぼえよう」

問い合わせ 発達支援室 ☎65-0735 ☎63-4085

患者等の人権について考える

最近、医療などの場面で聞くことがある言葉です。どういう意味でしょう？

- ①インフォームド・コンセント
- ②セカンド・オピニオン
- ③リビング・ウィル

答：①「正しい情報を得た上での同意の意味。手術や投薬などに際し、医師が病状や治療方針を分かりやすく説明して患者の同意を得ること。」

②「よりよい決定をするために、もう一人の人から聴取する意見」の意味。医療では、一人の医師の意見だけで決めてしまわずに、別の医師の意見も聞いて患者が治療法などを決めることをさす。

③「生前の意思」の意味。尊厳死の場合、延命治療の打ち切りを希望するなどの意思表示を表すこと。葬儀方法や臓器提供意思表示(ドナーカード)も対象として論じられることもある。

「21世紀は人権の世紀」と叫ばれてから10年が経過しました。10年前の今頃、薬害エイズ事件に関わった医師の刑事責任を問う東京地裁判決、ハンセン病患者に対する国家賠償請求を問う熊本地裁判決が相次いで下され、患者等の人権に関して、ようやく世の中の意識が高まり始めました。しかし、差別、偏見のために、患者の方々は今なお安心して生活できない状況にあります。

エイズは、HIV(ヒト免

疫不全ウイルス)による血液や性交渉を介しての感染症であり、職場や学校などの日常生活の中では感染することはありません。また、感染したとしても今までどおり生活できるので、発症を抑えながら他の人たちと共に支え合って精一杯生きていくことができます。

また、ハンセン病は感染力の弱い感染症であり、早期発見と適切な治療により確実に治すことができます。しかし、かつて我が国

では「らい予防法」の下で患者を強制的に隔離する政策がとられて、怖い病気と誤解されていました。そのため、患者はもとよりその家族も結婚や就職を拒まれるなど、強い偏見や差別を受けていました。

冒頭で問いかけた言葉は、「知る権利」や「自己決定権」が新しい人権として認められる中、様々な人々の努力の成果として、私たちの権利として獲得されてきたものです。

このように医療に関連する人権の概念は、着実に広がりを見せています。正しい知識を持ち、理解を深めて、感染者や患者の立場になって考えてみましょう。そして、みんなで一人ひとりの命や権利が守られる「人権のまち」をつくっていきましょう。

問い合わせ

人権推進課

☎65・0693
☎63・4582

鳥獣害対策ニュース No.29

アライグマにご注意を

近年市内でもアライグマによる農作物や生活環境被害が増加しています。アライグマは春先に木造家屋の屋根裏等に侵入し、出産・子育ての場所にするところがあるため、屋根裏での糞尿汚染・悪臭・鳴き声の被害のほか、壁や柱に爪跡を付いたり、時には破壊することもあります。

他の野生動物の対策とも共通する部分がありますが、アライグマの侵入を回避するポイントは次のとおりです。

- ①家屋への入り口となるような壁の穴などは塞いでおく。
- ②家屋への侵入路となるような木の枝などは切る。
- ③農地や人家の周辺に、廃棄物や家庭ごみ・ペットの餌の食べ残しなどを放置しない。
- ④絶対に餌を与えない。
- ⑤池などで魚などを飼っている場合には金網で池を覆う。

アライグマは特定外来生物に指定されており、市では檻設置による捕獲を推進しています。檻設置を希望の場合は、農業振興課鳥獣害対策係までご連絡ください。

甲賀市文化財

48

甲賀の太鼓踊りと じゅんやく踊り

市内で主に雨乞い祈願のために踊られている太鼓踊りには「じゅんやく踊り」という演目が入っているのが特徴です。このうち、信楽町の多羅尾、甲賀町油日神社の氏子である油日、上野、五反田の小踊りに、そして土山町では黒川、黒滝、山女原、近年は途絶えていますが、青土の各地で「じゅんやく踊り」がみられます。この系統の踊りは、滋賀県南部から三重県伊賀、京都府南山城そして奈良県東部地方に広く伝承されています。その起源は近世中期、三重県大山田村の新大仏寺で行われていた雨乞いの太鼓踊りに求められるといわれ、それが各地に伝播したと推測されます。

ところで「じゅんやく踊り」とはどのような踊りでしょうか。地域によって「順役」「神学」「神役」「陣役」などの文字が当てられています。「じゅんやく」とは「順逆」が訛ったもので、「順不同」という意味があります。前後に脈絡のない短い小歌をつなぎ合わせて長い踊り歌を作っており、それぞれの小歌の間には「サージュンヤクヤ」という囃子言葉が入るのが特徴で、余興的な

踊りと言えます。じゅんやく踊りには「大じゅんやく」と「小じゅんやく」があり、通常は「大じゅんやく」が踊られてから「小じゅんやく」が踊られ、いずれも1時間を越える大曲です。

この踊りは、趣向を凝らした踊りや拍子の変化を楽しむ「風流」の踊りで、リズムの移り変わりが激しく、太鼓の所作も複雑で、習得するのが難しく、今日では省略される傾向にあります。

そうした中、土山町黒川の太鼓踊りでは現在、昭和37、38年頃を最後に途絶えてしまった「じゅんやく踊り」を復興しようとして、太鼓にホラ貝、棒振り役の若者が古老から手ほどきを受け、習得に励んでおられます。踊りの花形が再びよみがえる日も近いかもしれません。

問い合わせ

歴史文化財課 調査管理係

☎86・8026 / ☎86・8216



じゅんやく踊りに取り組む土山町黒川の皆さん▲

シカの個体数調整を実施

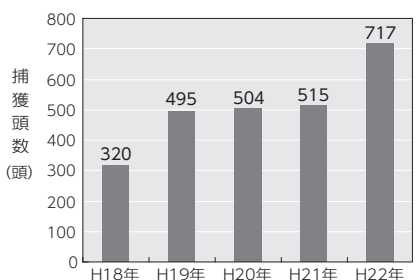
農林業被害の軽減を図るため、シカの個体数調整を、昨年3月16日から11月14日までの許可期間内において関係機関の協力のもと実施し、717頭を捕獲しました。

今年も実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

○捕獲期間

平成23年3月16日～平成24年11月14日

近年5か年のシカ個体数調整事業捕獲数



問い合わせ

農業振興課

☎65・0734
☎63・4592

鳥獣害対策係

お知らせ

甲南図書交流館
雑誌のリサイクル

保存期間の過ぎた雑誌などをお譲りします。

●日時／3月5日(土)～20日(日)
10時～18時(金曜日は21時まで)
※休館日(毎週月・火曜日)は除く
●場所／甲南図書交流館 夢工房
※お気に入りのものを自由にお持ち帰りいただけます。

※予約や取り置きはできません。

問／甲南図書交流館
☎86-1504／☎86-1505

税・料金の納入、口座振替に
京都銀行がご利用いただけるようになります

3月14日の京都銀行水口支店の開店に伴い、同日から(株)京都銀行を甲賀市の収納代理金融機関に指定します。これにより、京都銀行本支店窓口でも市の税、料金を納入できます(振込手数料不要)。また、税、料金等の口座振替に京都銀行の口座を指定していただくこともできるようになります。

問／会計課
☎65-0657／☎63-4090

弁理士による知的財産権
(特許・実用新案・商標等)相談会

●日時／3月23日(水)13時30分～16時30分
●場所／水口町商工会(予約制)
問・申／水口町商工会
☎62-1676／☎63-1052

募 集

2011年度 日本語教室
〈前期〉開講・受講者募集

●期間
【金曜教室】 3月25日～7月15日
(4月29日・6月10日を除く)
【土曜教室】 3月26日～7月16日
(4月30日・6月11日を除く)
各コース 全15回

●時間／19時30分～21時30分
●場所／鹿深ホール(水口中央公民館)
●内容／日本語を母語としない外国籍の方のための日本語教室
●費用／受講料6,000円+冷暖房費200円(テキスト・訳本は必要な人のみ別途要)
●クラス分けインタビュー
3月6日(日)13時～16時、鹿深ホールにて
問・申／甲賀市国際交流協会
☎／☎63-8728

青年国際交流事業
参加者募集

内閣府では、平成23年度に実施する国際交流事業(「国際青年育成交流」「日本・中国青年親善交流」「日本・韓国青年親善交流」「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」)の参加青年を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

問／内閣府子ども若者・子育て施策
総合推進室国際企画担当
☎03-3581-1181
滋賀県子ども・青少年局
☎077-528-3557

市営駐車場の利用者募集

●受付期間／3月1日(火)～15日(火)
(土・日・祝を除く9時～17時)
●使用開始日／4月1日(金)
【甲賀駅前駐車場】 3,000円／月
5区画(うち軽自動車2区画)
※事前にお問い合わせください。
(申込者多数の場合は抽選)
問・申／生活環境課
☎65-0686／☎63-4582
【油日駅前駐車場】 3,000円／月
(直接お問い合わせください)
問・申／油日駅を守る会
☎88-5879
【甲南駅前駐輪場】
自転車 1,500円／月
原付 1,800円／月
(直接お問い合わせください)
問・申／甲南駅前駐輪場
☎86-0590
(受付時間／6時15分～9時15分、13時～14時、18時30分～20時30分)

県立信楽高校
社会人聴講生募集

●開講科目／セラミック科(2年セラミック実習)
●実習項目／ろくろ成形、手ひねり成形、釉薬
●聴講期間／4月～3月(学期1実習とし、学期ごとに交代して1年間ですべての実習を聴講)
毎週火曜日12時25分～15時10分予定
●募集人数／数名
●募集期間／募集中～3月11日(金)
受付:9時～16時(郵送可:締切日16時必着)
●費用／18,000円(聴講費・材料費・保険料)
●応募方法／聴講申込書に必要事項を記入し提出ください。(聴講申込書は同校事務室設置、同校ホームページからダウンロードできます。)
●選考方法／面接を行い意欲・適正を判断し選考(面接日3月16日(水):信楽高校セミナーハウス)
●結果発表／3月24日(木)に応募者全員に郵送で発表
問・申／県立信楽高等学校
☎82-0167／☎82-2124

くすり学習館

親子ものづくり教室参加者募集
第4回 墨流し絵はがき

●日時／3月21日(月・祝)10時～12時
●場所／くすり学習館
●定員／親子20組(40名)
●費用／無料(出来上がったものはお持ち帰りいただけます。)
問・申／甲南高校(森田)
☎86-4145／☎86-4983

甲賀市ホームページ
広告募集中

市では、ホームページを民間事業者等の広告を掲載する媒体として活用し、財源として役立てます。詳しくは市ホームページ(<http://www.city.koka.shiga.jp/>)をご覧ください。
問／広報課
☎65-0675／☎63-4619

こうか
まちかど特派員

くわやま ゆきこ
桑山 幸子



躍動感あふれる演舞

平成15年に水口地域で2番目となる総合型地域スポーツクラブ「伴谷BANBANクラブ」が立ち上げられました。その中の活動種目の一つとして、「見て・聴いて・感じて」踊りを表現する「よさこいキッズ」が発足しました。当初は2人から始まりましたが、「よさこい踊り」の基本や「こ

ざれGOSHU」の踊りなどを自らが通って練習し、踊っているうちに、徐々に1人、2人と人数が増え、活動もより本格的なものとなり、現在のチームが出来上がったそうです。



しかけたりしながらコミュニケーションをとることで、徐々に打ち解けていったそうです。また、メンタル面での指導をされている寺崎克美さんにチームの雰囲気をお聞きすると、「今ではチーム全員が一人ひとり楽しんで踊っており、『何よりも自分自身が輝ける場所』の一つになっています。」とお話されました。

練習風景の見学の際、練習が始まる前の子どもたちの様子として、子どもたちが生み出す迫力と熱気を感じてみてはいかがでしょうか。

伴谷BANBANクラブ
☎62・5379

このチームは他のサークルとは違い、チームのリーダーが指導者を兼ねており、現在は高校生1名、中学生2名が先輩からの指導を受け継ぎ教えています。そのため大人が教える指導でなく、自分たちの視点で自分たちの思いでチームの子どもたちに教えています。

高校生のリーダーの「ちなつさん」に話を聞くと、「初めは小学生とどんな風に接し、話したらよいか分からなく、よそよそしかった。」とのこと。その中でどうしたらよいのかリーダー3人で考え、休憩のときに鬼ごっこをした

こうか
まちかど
特派員
のページ

競技型スポーツサークルというと、なんとなく硬いイメージをお持ちになる方が多いと思いますが、そんなイメージを和らげるような、楽しく活動するサークルもあります。今回はそんなサークルの一つ、小学生から高校生までがつながり活動する「よさこいチームBBBC」を紹介します。

子どもたちの熱気が伝わる練習風景



の姿があまりにも違い、そのギャップに驚きました。チームの気迫と一体感に感動しました。また、躍動感あふれる踊りにとてもマッチしている衣装は、保護者の皆さんが着物などを持ち寄り作りされたもの。それを代々着ているそうです。



▲お話を聞きした寺崎さん

踊りで表現、自分自身が輝ける場所



甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよきと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
いろいろな山河と
こぼれる笑顔に
うみだす活力
かがやく未来に

あなたも仲間
生きいき文化
元える安心
受けつぐ伝統
鹿深の夢を

甲賀市の人口の推移

※()内は前月比 H23.1.31現在

総数	94,701人 (+22)
男	46,874人 (+18)
女	47,827人 (+4)
世帯数	32,489世帯 (+40)

編集・発行

甲賀市役所

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-65-0650 ☎0748-63-4554

甲南庁舎

甲賀市甲南町野田810番地
【上下水道部】
☎0748-86-8000 ☎0748-86-8032
【教育委員会】
☎0748-86-8002 ☎0748-86-8380

市民窓口センター

甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-62-1621 ☎0748-63-4086

土山支所

甲賀市土山町北土山1715番地
☎0748-66-1101 ☎0748-66-1564

甲賀支所

甲賀市甲賀町相模173番地1
☎0748-88-4101 ☎0748-88-3104

甲南支所

甲賀市甲南町野田810番地
☎0748-86-4161 ☎0748-86-8029

信楽支所

甲賀市信楽町長野1203番地
☎0748-82-1121 ☎0748-82-3415

「広報あいら」がホームページでも
ご覧いただけます！

甲賀市ホームページ

<http://www.city.koka.shiga.jp/>

『広報あいら』の名称は市民憲章のそれぞれの頭文字を並べてできる「あいら」から名付けています。市民憲章とともに皆さんに親しまれる広報誌をめざします。



この印刷物は、有害な廃液を排出しない水なし印刷を採用しています。また、大豆油インキを包含した植物油インキと適切に管理された森林の木材を利用したFSC認証用紙を使用しています。



こうかギャラリー

このコーナーでは市内の保育園、幼稚園、小中学校の
児童・生徒が描いた絵を順次紹介していきます。



夜空のピッポ



甲南第三小学校 6年
なかの りおな
中野 理緒奈さん

にわのともだち



甲南中部小学校 1年
はやし かほ
林 果歩さん

平面構成 (色の階段)



信楽中学校 2年
おくだ ちえみ
奥田 智恵美さん

編集後記

ニンニン忍者冬キャンプでは、子どもたちが真冬の飯道山の登頂にチャレンジする様子を取材しました。普段あまり登山を経験したことがない私にとって、今までで一番体力を使った取材となりました。

冬の自然というと少々過酷なイメージを持っていましたが、子どもたちにはあまり関係がないようです。子どもたちが自分自身と戦いながら一生懸命チャレンジする姿を撮影できればと取材したものの、山道を難く登る子どもたちの表情は、一生懸命というイメージにはほど遠いもの。澄み渡った空気越しに見える風景や、雪が深く残りまちなかとは別世界の山頂など、この季節の自然を満喫する楽しさに満ちあふれていました。

間もなく春がやってきます。自然が見せる表情はガラリと変わりますが、その中の子どもたちの表情は、きっと変わらず笑顔あふれるもの。子どもたちにはこれからもそんな多彩な自然の表情を味わってほしいと思います。⑤